

社保ニュース（新型コロナ関連）

新型コロナ疑い患者 外来診療で院内トリージ実施料（300点）算定可

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、初診から電話やスマートフォンなどの情報通信機器（以下、電話等）を用いた初診を可能とする事務連絡が発出されました。4/8には施設基準の有無にかかわらず、新型コロナ感染症（疑い含む）の患者の診療にあたった場合には院内トリージ実施料を算定できることとなりました。なお、これらの取り扱いはあらためて示されるまでの当面の間に算定できる特例措置です。

詳細は協会HPから、会員のページ→医科→新型コロナ感染症対策→「診療報酬上の特例的な取り扱い」（その9）をクリックして下さい。

長崎県保険医協会：電話 095-825-3829/FAX095-825-3893

【算定のポイント】

- ①対象患者は、「新型コロナ感染症（疑い含む）」の患者、PCR検査は必須ではない
- ②初診の患者に限るとされているが、現に通院している患者であって（再診患者）、新型コロナウイルス感染症疑いで受診した場合であっても臨時的な取り扱いにより300点が算定可
- ③「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第1版」に示された対策等に従う
- ④必要な感染予防策としては、疑い患者に対しては、1)標準予防策（サージカルマスクの着用、手指衛生の励行）、2)接触予防策・飛沫予防策一を、感染患者に対しては、3)標準 予防策（同）、4)接触予防策・飛沫予防策、5) 空気予防策（エアロゾル発生手技）、など（詳細は「同手引き」参照）
- ⑤施設基準の届出は不要、受診時間帯によらずすべての時間帯で算定可能
- ⑥すでに「院内トリージ実施料」を算定する医療機関では、新型コロナウイルス感染患者・疑い患者以外のトリージについては、原則に戻って、本来の施設基準を満たすことが必要
- ⑦カルテに院内トリージが行われた旨を記載

参考（事務連絡）新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その9）

1. 外来における対応について

新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で実施される外来診療を評価する観点から、新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者を含む）の外来診療を行う保険医療機関においては、当該患者の診療について、受診の時間帯によらず、診療報酬の算定方法 B001-2-5 院内トリージ実施料を算定できることとする。なお、その際は、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第1版」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症患者に対してのみ院内トリージ実施料を算定する保険医療機関については、特掲診療料の施設基準等 第三の四の四に規定する施設基準を満たしているものとみなすとともに、第一に規定する届出は不要とすること。

電話等を用いた診療実績 県への報告は義務ではない

医師が医学的に可能であると判断した範囲において、初診から電話等を用いた診療により診断や処方が可能となった旨を4/14付本ニュースで報道しました。一方、厚労省通知には実施状況を県に毎月報告しなければならないことが明記されており、4/20に長崎県医療政策課課長名で実施状況の報告についての依頼文書も各医療機関に届いています。調査票（別紙1-2）の提出について、「強制ではない。未提出でも罰則はない」を長崎県に確認しています。